



平成27年10月14日

職 員 各 位

愛西市長 日 永 貴 章

平成28年度予算編成にあたって

我が国の景気は、個人消費は総じてみれば底堅い動きとなっているものの、このところ一部に鈍い動きもみられるが、雇用情勢が改善傾向にあるなど緩やかな回復基調が続いています。しかしながら、先行きについては、中国を始めとするアジア新興国等の景気の下振れなどが、景気を下押しすることが懸念されるところです。

国においては、「人口減少問題の克服」と「成長力の確保」の実現のためには、「総合戦略」の政策パッケージを拡充強化し、「地方創生の深化」に取り組むことが必要として、新型交付金の創設などにより、「地方版総合戦略」の取組を積極的に支援していくとしています。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2015」においては、引き続き、経済再生に向けた取組を進めるとともに、経済再生と財政健全化をともに達成するため、2020年度（平成32年度）の財政健全化目標の確実な達成に向けて具体的な取組を進めるとされています。加えて、国の28年度予算の概算要求では、地方交付税などの地方一般財源総額は、今年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとの内容にとどまる一方で、地方税の伸長を受け、臨時財政対策債の発行抑制が打ち出されています。

こうした地方の財政運営に影響を及ぼす制度や施策については、国の税制改正や予算編成の動向を十分注視し、的確に対応していく必要があります。

このような情勢において、平成28年度の予算編成に取り組むこととなりますが、その前提として歳入、歳出の状況を展望すると、歳入の大宗をなす市税収入は、足元では個人消費や設備投資の回復に足踏みもみられることなどから、懸念されるところでありますが、今後の経済情勢や税制改正の動向等を注視し、慎重に見極める必要があります。

また、地方交付税については、合併算定替により10年間保障されてきた普通交付税の増加額について、平成28年度から段階的な縮減期間に入ります。もとより、財源対策として活用できる基金については残高の維持が困難な状況にあるほか、財源不足を補う市債の発行にも限界があります。

一方、歳出面においては、少子高齢化に伴い扶助費などの義務的経費が確実に増加するほか、支所整備や企業誘致など、社会情勢の変化や多様化する行政ニーズに的確に対

応していく必要があります。このため、歳入については、引き続き地方交付税の交付団体となることが見込まれることから地方財政措置の確保に努めるとともに、歳出についても引き続き事務事業の見直しに全力で取り組み、持続可能な行財政基盤の確立を目指していく必要があります。

このように、かつて経験したことのない厳しい環境の中での予算編成となりますので、真に必要な分野に、限られた財源を重点的かつ効率的に配分することを基本に、下記に十分留意の上、予算を編成するものとします。

記

- 1 予算に関する見積書等の立案に際しては、市民にとって真に必要な施策を的確に把握するとともに、厳しい財政状況にかんがみ、政策目的と具体的な施策との相互関係を十分検証した上で、制度・施策そのものの廃止・休止をも含めた徹底的な見直しを行うこと。また、現在、策定が進められている「行政改革第4期推進計画」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」等との整合性にも配慮するとともに、「総合計画実施計画」の着実な推進に努め、本市が直面している多様な課題に的確に対応すること。
- 2 予算に関する見積書等の立案に当たっては、従来にも増して重点化、効率化に努めることとし、事業の所要額を十分精査の上、必要最小限の額で立案すること。
 - (1) 義務的経費及びこれに準じその性質上削減が困難な経費（人件費、制度事業）については、緊急性、重要性を勘案した上で、必要最小限の額で立案すること。
 - (2) 政策的重要経費（重点事業（政策枠））については、事務事業の見直しを反映するとともに、緊急性、重要性を勘案した上で、必要最小限の額で立案すること。
なお、事業選択にあたっては、事業効果はもとより、優先度及び緊急度により、本市としての事業の必要性を十分検討すること。
 - (3) 一般行政経費（施設維持管理経費、単独補助金、扶助費（市単独制度）、その他投資的事業、指定管理者制度事業等）については、各部局における自主的な事務事業の見直しを促進するため、枠配分方式としていることから、実施計画検証シートの積極的な活用などにより、各部局長の判断と責任において、事業毎に一律的な削減を行うことなく、関係者等と十分に調整を図りながら、経費毎に付与した財源の範囲内で、真に必要な施策へ重点配分すること。
- 3 実施計画検証シートの活用にあたっては、成果重視の視点から施策目標達成への寄与度が低い事業は、廃止・休止を含めた抜本的な見直しを図ること。また、行政及び民間との役割分担の観点に留意しつつ、NPOとの協働や企業との連携などについて

て、積極的に検討すること。

- 4 監査、監察等による指摘事項などについては、事業内容及び執行方法等を十分検討して、その改善に努めること。
- 5 **各部局に共通する行政課題については、事業の競合を避け、事業効果をより高めるため、プロジェクトチームを活用するなど関係部局相互の連絡を一層密にして、その調整に努めること。**
- 6 特別会計及び企業会計については、特にその設置の趣旨を十分に踏まえ、経営改善に努め、健全な計画に基づいて編成すること。
- 7 一部事務組合、出資法人等に対する財政的支援については、将来的な財政負担に配慮し、各団体の収支及び中・長期的な経営計画を的確に把握した上で、検討を行うこと。